

香芝市指定第一号通所介護事業
重要事項説明書

デイサービス 倅寿の丘

香芝市指定第一号通所介護事業重要事項説明書

この香芝市指定第一号通所介護サービス重要事項説明書は、当事業所の運営規程や勤務体制、その他重要事項を記したものです。利用者またはその代理人(ご家族等)に対してこの文書を交付しご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています。

この「重要事項説明書」は、「香芝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年条例第20号）に基づき、指定第一号通所サービス提供の契約締結に際して、ご注意ください。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	デイサービス 倅寿の丘			
所在地	奈良県香芝市藤山2丁目1220-1			
電話番号	0745-71-5416			
FAX番号	0745-71-5417			
介護保険指定事業者番号	2971001314			
サービスを提供する地域	香芝市、大和高田市、橿原市、葛城市、北葛城郡御所市、柏原市			
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社			
職員体制	職 種	常勤	非常勤	計
	管 理 者	1名		1名
	生 活 相 談 員	1名以上		1名
	介 護 職 員	3名以上		3名
	看護職員（兼務）	1名以上		1名
	機能訓練指導員（兼務）	1名		1名
職 務 内 容				
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。			
生活相談員	① 指定通所介護の利用の申し込みに係わる調整をする。 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 ③ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等訪問介護事業者等との連携を行う。			

	④ 介護職員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に、利用者の状況について情報を伝達する。 ⑤ 介護職員の業務の実施状況を把握する。 ⑥ 介護職員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。 ⑦ 介護職員に対する研修、技術指導等を実施する。
	⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。 ⑨ 指定通所介護の提供に当たる。
介護職員	指定通所介護の提供に当たる。
事業所営業日	月、火、水、木、金、土
受付相談時間	9：00～18：00
サービス提供時間	9：00～17：00

上記サービス提供時間帯以外についてもご相談に応じます。

2.事業所の運営方針

- 第一号通所介護従事者が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため要介護状態にある利用者に対し利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な通所介護を提供することを目的とする。

3.介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

- ① 食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。
但し、食材料費・調理等にかかる費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

② 入浴

- ・個浴入浴又はシャワー浴を行います。

③排泄

- ・排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎バス

- ・ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

＜.サービス利用料金（1回あたり）＞

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

4. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供

- ・ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

② 通常の事業実施区域外への送迎

- ・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、料金をいただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

- ・ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う14日前までにご説明します。

〈料金のお支払い方法〉

- お支払いは、毎月末締め翌月末日までにお支払いとなります
- お支払いは、口座引落としとさせていただきますが、事業所が指定する銀行口座への振込、ご集金も可能です。

〈利用の中止、変更、追加〉

利用予定日の前に、ご利用者の都合により第一号通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。ただし、状況によりお受け出来ない場合があります。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

5. 秘密保持

事業者およびサービス従事者は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者および介護者（家族等）にも関する事項を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。この守秘義務はサービスが終了した後も継続します。

事業者およびサービス従事者は、ご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。

ご利用者にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の文書を交わすことといたします。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容体に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせていただいた、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。（原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません）

7. サービス提供時の事故について

サービスの提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業所に連絡をとり必要な措置を講じるとともに損害を賠償します。

但し、ご利用者またはその代理人に予めご了解のあったサービス内容及びサービス手順での提供中に、ご利用者又はその代理人の重過失から事態が発生した場合には、当事業所は賠償責任を免除、または賠償額を減じる事があります。

当事業所では、万が一の事故発生に備えて前記1に記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を、次のとおり選定しています。

虐待防止に関する責任者

職名 管理者

氏名 奥山 翔平

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 なお、開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

11. 心身の状況の把握

指定通所介護サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

①指定第一号通所介護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「サービス計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3. サービス提供の記録

①指定第一号通所介護サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4. 非常災害対策

①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）奥山 隆俊

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回）

1 5. 衛生管理等

①指定第一号通所介護サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

②指定第一号通所介護サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

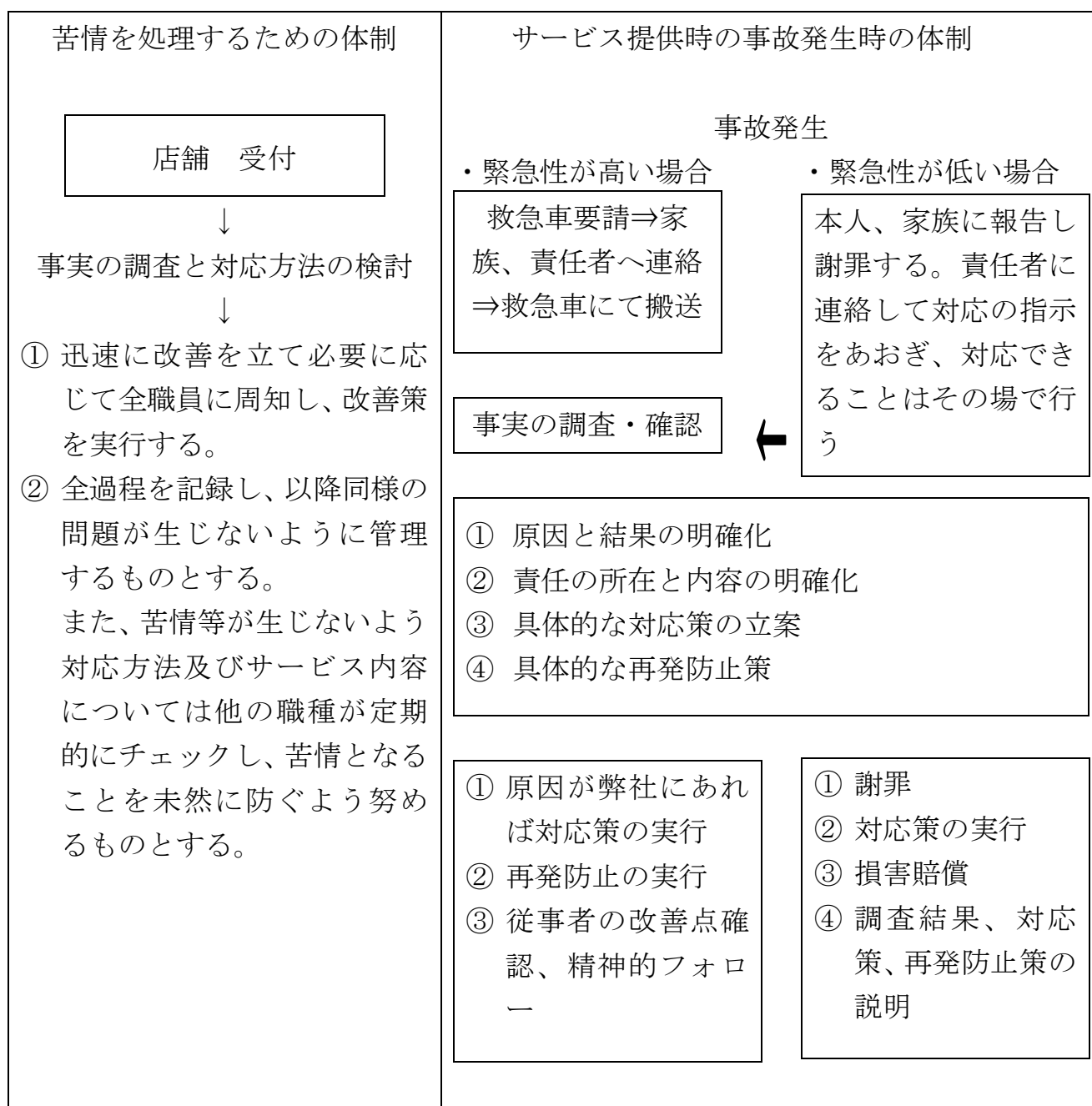
③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 6. 指定第一号通所介護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

17.サービス内容に関する相談・苦情の窓口

社内相談窓口	当事業所相談窓口	電話 0745-71-5416 担当 奥山 英代
外部苦情 申し立て機関	各市町村 介護保険相談窓口	香芝市 介護福祉課 電話 0745-79-7521
	都道府県国民健康 保険団体連合会	奈良県国民健康保険団体連合会 電話 0744-29-8311



令和 年 月 日

指定第一号通所介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

〈説明者〉

事業所名 デイサービス 倅寿の丘

担当者名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、指定第一号通所介護サービスの提供開始を同意しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名 _____ 印 _____

〈代理人〉

住 所_____

氏 名 _____ 印 _____

(続柄)